

●旧姓使用について

電気工事士法に基づく資格については、これまで旧姓による交付や旧姓への書換えが行われておりませんでした。令和4年（2022年）1月1日付けの申請から全国的に旧姓の使用が可能となります。

旧姓による資格の交付を希望する場合には、交付申請書の氏名を旧姓で記入してください。交付申請書の氏名がそのまま資格に記載されます。なお申請に当たっては、住民票に旧姓が併記されていることが必要ですので、事前に手続きをお願いします。

[（参考）経済産業省ホームページ](#)